

## 豊中市地域課題解決支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民サービスの向上やイノベーションによる新たなビジネスの創造に向け、市が事業者や市民活動団体（以下「事業者等」という。）と協働して市民ニーズや地域課題や行政課題（以下「課題等」という。）の解決に向けた実証実験等（以下「実証実験等」という。）を行う地域課題解決支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるとともに、豊中市地域課題解決支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 市は、解決したい課題等を提示し、その解決に向けて協働で実証実験等を行うことを希望する事業者等を募集、及び選考する。

2 前項の実証実験等の実施期間は、当該年度内とする。

3 実証実験等の実施手順は、次に掲げるところによる。

(1) 協働で解決したい課題等について、市がホームページ等で公表し、事業者等を公募する。

(2) 市は応募事業者等の選考を行い、本事業の採択の可否を決定する。

(3) 実証実験等については、効果検証を行い、効果があると評価された事業については、本格実施に向けた検討を行うこととする。

### (応募資格)

第3条 本事業に応募できる者は、本事業の趣旨を理解し、課題等の解決に関する技術やノウハウを持つ事業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する者は、本事業に応募することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者

(3) 応募の日から選考される日までの間、本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札指名停止措置（国または本市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けている者

(4) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団排除条例（平成25年豊

中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう、以下同じ。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年七月十日法律第百二十二号)第2条第1項に規定する風俗営業を営む者

#### (申込み)

第4条 本事業に申込みをしようとする事業者等(以下、「申込者」という。)は、別表1に定める豊中市地域課題解決支援事業申込書(様式第1号)により、申し込まなければならない。

#### (決定等の通知)

第5条 市長は、事業の採択を決定したときは、その決定の内容を豊中市地域課題解決支援事業採択通知書(様式第2号)により、当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、事業の不採択を決定したときは、豊中市地域課題解決支援事業不採択通知書(様式第3号)により当該申込者に理由を付してその旨を通知するものとする。

#### (採択決定の取消しについて)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業の採択の取り消しを行うことができる。

- (1) 事業者等が市の指示及び指導に従わないとき
- (2) 事故等により、実証実験等が実施または継続できなくなったとき
- (3) 事業者等が第3条に規定する応募資格を満たさないことまたは虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (4) その他、市長が採択を取り消す必要があると認めるとき

#### (補助金)

第7条 市長は、採択を決定した本事業にかかる実証実験等の実施に要する経費の一部または全部を補助金として交付することができる。

#### (対象経費)

第8条 補助の対象経費は、本事業にかかる実証実験等に直接要する経費のうち、別表2に規定する経費(消費税及び地方消費税を除く)とする。

#### (補助金の額)

第9条 補助金額は、対象経費の実績額の10分の10に相当する金額(当該金額が500,000円を超える場合は、500,000円)を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。

2 前項の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### **(補助金の交付申込み)**

第 10 条 第 7 条に規定する補助金の交付の申込みをしようとする事業者等（以下「補助金申込者」という。）は、同条に規定する実証実験等が完了した日の翌日から起算して 30 日を経過する日まで（当該補助対象事業が完了した日の翌日から起算して 30 日を経過する日が交付決定を受けた年度の 2 月 20 日を越える場合は、その年度の 2 月 20 日まで）に、以下の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中市地域課題解決支援事業補助金交付申込書（様式第 4-1 号）
- (2) 補助対象経費明細書（様式第 4-2 号）

#### **(補助金の交付決定)**

第 11 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申込みがあったときは、内容等を審査したうえで、第 5 条に規定する補助金の交付の可否を決定し、豊中市地域課題解決支援事業補助金交付決定通知書（様式第 5 号）または豊中市地域課題解決支援事業補助金不交付決定通知書（様式第 6 号）により、補助金申込者に通知するものとする。

#### **(補助金の交付請求)**

第 12 条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに豊中市地域課題解決支援事業補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

#### **(補助金の交付)**

第 13 条 市長は、前条の規定による請求があったときは、30 日以内に当該補助金交付請求書に係る補助金を交付するものとする。

#### **(決定の取消し)**

第 14 条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部の取消しを行うことができる。

- (1) 補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が事業採択を取り消す必要があると認めるとき。

#### **(補助金の返還)**

第 15 条 市長は前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

**(成果の発表)**

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業の成果について、補助対象者に発表を求めることができる。

2 補助対象者は、補助対象事業の成果物等について発表する場合は、本補助金の交付を受けたことを明示することとする。

**(施行細目)**

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、都市経営部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年（2021 年）11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年（2022 年）4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

本事業の実施等にかかる様式

番号	様式
様式第 1 号	豊中市地域課題解決支援事業申込書
様式第 2 号	豊中市地域課題解決支援事業採択通知書
様式第 3 号	豊中市地域課題解決支援事業不採択通知書
様式第 4-1 号	豊中市地域課題解決支援事業補助金交付申込書
様式第 4-2 号	補助対象経費明細書
様式第 5 号	豊中市地域課題解決支援事業補助金交付決定通知書
様式第 6 号	豊中市地域課題解決支援事業補助金不交付決定通知書
様式第 7 号	豊中市地域課題解決支援事業補助金交付請求書

(別表 2)

補助の対象となる経費は、以下の経費とする。

人件費
謝礼金
旅費
会場・機材等借上料
使用料及び賃借料

原材料費
外注費・委託費
知的財産権取得経費
印刷製本費
広告宣伝費
機械装置・工具備品借上料
通信運搬費
保険料
消耗品費
その他市長が必要と認めた経費

交付申込みにはそれぞれの経費にかかる領収書その他の支出の明細を証する書類を添付するものとする。

様式第 1 号

年 月 日

豊中市長あて

所在地

申込者名

(申込者が法人・団体の場合は、その代表者氏名も記入)

### 豊中市地域課題解決支援事業申込書

豊中市地域課題解決支援事業について、豊中市地域課題支援事業実施要綱第 4 条の規定により、申込みます。

1. 事業の名称	
2. 事業内容	(1)目的  (2)実施期間  (3)実施内容  ※別紙資料の添付可

様式第 2 号

豊都創 第 号  
年 ( 年) 月 日

豊中市地域課題解決支援事業採択通知書

会社・団体名  
代表者名 様

豊中市長 印

年 ( 年) 月 日付で申込みされた豊中市地域課題解決支援事業について審査の結果、採択と決定しましたので、豊中市地域課題解決支援事業実施要綱第 5 条の規定により通知します。

事業の名称	
-------	--

様式第 3 号

豊都創 第 号  
年 ( 年) 月 日

豊中市地域課題解決支援事業不採択通知書

会社・団体名  
代表者名 様

豊中市長 印

年 ( 年) 月 日付で申込みされた豊中市地域課題解決支援事業について審査の結果、不採択と決定しましたので、豊中市地域課題解決支援事業実施要綱第 5 条 2 項の規定により通知します。

事業の名称	
-------	--

(不採択の理由)

様式第 4-1 号

年 月 日

豊中市長あて

所在地

申込者名

(申込者が法人・団体の場合は、その代表者氏名も記入)

### 豊中市地域課題解決支援事業補助金交付申込書

豊中市地域課題解決支援事業補助金の交付を受けたいので、豊中市地域課題解決支援事業実施要綱第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて申し込みます。

1. 事業の名称	
2. 補助対象経費	金 円
3. 補助金交付申込額	金 円

様式第 4-2 号

補助対象経費明細書

申込者名

(単位：円)

項目	予算額	内容（積算根拠等）
合計		

※内容（積算根拠等）については、別添資料の添付も可とする。

様式第 5 号

豊都創 第 号  
年 ( 年) 月 日

豊中市地域課題解決支援事業補助金交付決定通知書

会社・団体名  
代表者名 様

豊中市長 印

年 ( 年) 月 日付で申込みされた補助金について、次のとおり交付決定しましたので、豊中市地域課題解決支援事業実施要綱第 11 条の規定により通知します。

補助金等の名称	豊中市地域課題解決支援事業補助金
補助金交付決定額	金 円

【交付の条件】

豊中市地域課題解決支援事業実施要綱第 14 条の規定に該当する事由があった場合は、同要綱第 15 条に基づき受給された補助金を返還していただきます。

様式第 6 号

豊都創 第 号  
年 ( 年) 月 日

豊中市地域課題解決支援事業補助金不交付決定通知書

会社・団体名  
代表者名 様

豊中市長 印

年 ( 年) 月 日付で申込みされた補助金について、次のとおり交付をしないことと決定しましたので、豊中市地域課題解決支援事業実施要綱第 11 条の規定により通知します。

補助金等の名称	豊中市地域課題解決支援事業補助金
不交付の理由	

様式第 7 号

年 月 日

豊中市長あて

所在地

申込者名

(申込者が法人・団体の場合は、その代表者氏名も記入)

豊中市地域課題解決支援事業補助金交付請求書

豊中市地域課題解決支援事業実施要綱第 17 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

(交付確定額のとおり)

補助金の振込先

金 融 機 関 名	支 店
預 金 種 別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄
口 座 番 号	No.
ふ り が な	
口 座 名 義	